

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>（保険会社の子会社の範囲） 第五十六条の二（略）</p> <p>2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五の二（略）</p> <p>五の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項（定義）に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務</p> <p>六〇四十二（略）</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>（保険会社の子会社の範囲） 第五十六条の二（略）</p> <p>2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇五の二（略） （新設）</p> <p>六〇四十二（略）</p> <p>三〇七（略）</p>